

松戸市通学路交通安全プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

松戸市通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、本市においても各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関で協議し安全対策を講じてきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関との連携体制を構築し、「松戸市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図るため、以下をメンバーとする「松戸市通学路安全推進会議」を設置します。

- ・松戸市教育委員会 学務課
- ・千葉県松戸警察署
- ・千葉県松戸東警察署
- ・千葉県東葛飾土木事務所
- ・松戸市建設部 道路維持課
- ・松戸市市民部 市民安全課
- ・松戸市子ども部 子ども居場所課
- ・小学校代表（小学校長会）
- ・PTA代表者（PTA連絡協議会より選出）

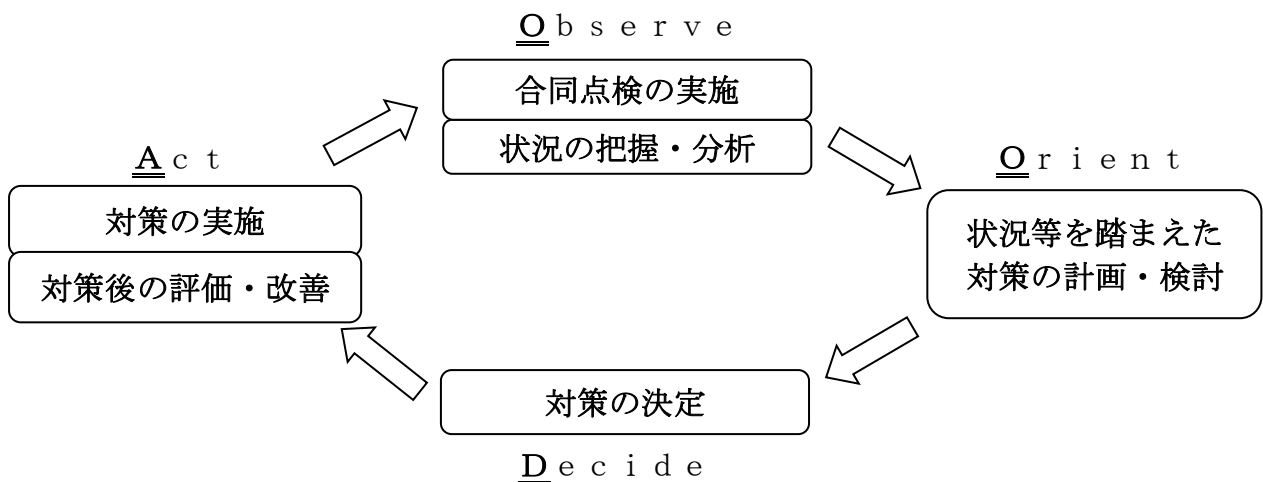
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、今後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をOODAループとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路の安全確保のOODAループ]



(2) 定期的な合同点検の実施及び状況の把握・分析

○合同点検の実施時期等

- ・市内の小学校は、4月に通学路の安全点検を実施し、学区の危険箇所（生活安全（防犯）面、交通安全面、災害（防災）安全面）等の情報を記載した地図を作成するとともに、安全対策が必要な箇所を教育委員会に報告します。
- ・教育委員会は、5月に小学校からの「通学路における合同点検が必要な箇所」の報告をとりまとめ、合同点検を6月から8月にかけて実施します。

○合同点検の体制

- ・小学校ごとに、学校、教育委員会、道路管理者、警察、PTA等が参加する合同点検を行い、危険箇所の状況の把握・分析をします。

(3) 対策の計画・検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを計画・検討します。

(4) 対策の決定

- ・対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図り決定します。決定後も該当箇所の安全対策においてソフト面の対策を行います。

(5) 対策の実施及び対策後の評価・改善

- ・対策の実施にあたっては、関係者間で連携を図り、既存の整備計画や別途要望に係る対策と組み合わせて実施することを妨げません。
- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童が安全になったと感じているのか等を確認するため、保護者へのアンケートの実施や対策実施箇所の現場確認など、対策実施後の評価を確認するための手法を検討し、実施します。
- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善を図ります。

(6) 推進会議の開催

第1回会議	4月	活動方針の確認	等
第2回会議	11月	安全対策の進捗状況の報告	等
第3回会議	2月	まとめ、来年度の方向性	等

4 箇所図、箇所一覧表の公表

小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、小学校ごとの「対策一覧表」および「対策箇所図」を作成し、公表します。

5 合同点検以外の対策

道路環境の変化や通学路の変更、その他安全対策を実施しなければならない特段の事由が生じた場合など、学校の要望に応じ、随時安全対策を実施します。

平成26年4月策定

令和元年6月一部改定

令和4年6月一部改定

令和5年4月一部改定

令和6年4月一部改定